

学校において特に予防すべき感染症の一覧

学校において特に予防すべき感染症と、それぞれの疾患の出席停止期間は以下の表のとおりです。
罹患した場合、は主治医の指示と下表の「出席停止期間」を必ず守って療養してください。

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性肺灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過（発症日は含まない）し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになり乾燥するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
二 種	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療終了まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 … 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など	症状により、医師によって感染の恐れがないと認められるまで ※その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を取ることができる疾患です なお本校では『感染性胃腸炎』も“その他の感染症”に含みます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

発熱やカゼ症状があるにもかかわらず受診せず、感染症であることを知らないまま登校した結果、クラス内や部活動内で感染を広げるケースが少なくありません。体調が悪い時は登校前に必ず受診し、もし学校感染症と診断された場合は速やかに担任へご連絡下さい。お互いに集団生活のマナーを守りましょう。